

公益通報者保護法の改正—事業者が取るべき措置について—

弁護士 西 中 宇 紘
弁護士 西 川 昇 大



弁護士
西中 宇紘
(にしなかつたかひろ)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2013年12月
最高裁判所司法研修所修了
(66期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務



弁護士
西川 昇大
(にしかわしやうた)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2018年12月
最高裁判所司法研修所修了
(71期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

1 はじめに

令和4年6月1日、改正公益通報者保護法(以下「改正法」といいます。)が施行されました。改正法では、(1)公益通報の範囲の拡大(公益通報者の主体が労働者だけでなく、退職後1年以内の退職者と役員も公益通報を行う通報者に含まれる等)、(2)公益通報者の保護要件の拡充(労働者による2号通報と3号通報の要件緩和)、(3)事業者・行政機関の措置の拡充(事業者が取るべき措置の義務付け、公益通報対応業務従事者の義務等)等について、大幅な改正がされています。

上記(3)に関して、改正法では、常時雇用する労働者の数が300人を超える事業者に対し、内部通報を受けて通報対象事実の調査を行いその是正に必要な措置を取る業務に従事する者(以下「公益通報対応業務従事者」といいます。)を定めること(改正法11条1項)と、内部通報に応じて適切に対応するために必要な体制(内部公益通報対応体制)の整備その他の必要な措置を取ること(改正法11条2項)が義務付けられています(改正法11条2項)。これに対して、常時雇用する労働者の数が300人以下の民間事業者については、これらの事項は努力義務とされています(改正法11条3項)。

上記の内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置について、事業者が履行すべき措置の具体的内容については、消費者庁から令和3年8月に指針¹(以下「指針」といいます。)において大要が示されているため、各事業者において、自らの事業規模や組織形態、業態等に応じて、指針に沿った対応をとるためにいかなる取組が必要であるかを主体的に検討する必要があります。事業者におけるこのような検討を後押しするために、令和3年10月13日に当該指針の解説²(以下「指針の解説」といいます。)が公表されています。今後、事業者においては、まずは指針の解説に記載されている「指針を遵守するための考え方や具体例」に記載されている内容を踏まえつつ、各事業者の状況等を勘案して指針に沿った対応をとるための検討を行った上で、内部公益通報対応体制を整備・運用することが求められています。

本稿では、改正法において定められた事業者が取るべき措置の内容について、指針及び解説に基づいてその概要を説明します。

2 改正法における事業者が取るべき措置について

1 公益通報対応業務従事者の選定(指針第3)

事業者は、内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して、「公益通報対応業務³を行う者であり、かつ、公益通報者を特定させる事項を伝達される者」を、公益通報対応業務従事者として定めなければなりません。

ここで、公益通報対応業務従事者として定めなければならない者の範囲として、事業者は、「内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行うことを主たる職務とする部門の担当者」を公益通報対応業務従事者として定める必要があるとされており、それ以外の部門の担当者であっても、「内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して主体的に重要部分に参与して業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者」についても、必要が生じた都度、公益通報対応業務従事者として定める必要があるとされています⁴。したがって、内部公益通報受付窓口を総務部に設置している典型的なケースでは、総務部の従業員のうち通報を受け付ける担当者と総務部長については平時から公益通報対応業務従事者として指定しておき、具体的な通報があった場合には、その通報内容に応じて総務部の他の従業員で公益通報対応業務に従事する者についても追加的に公益通報対応業務従事者として指定するということが想定されます。

公益通報対応業務従事者を選定する際のポイントとして、公益通報対応業務従事者に選定された者がその自覚をしておらず予期に反して刑事罰を科されるといった事態を防ぐために、公益通報対応業務従事者となる者に対して、公益通報対応業務従事者の地位に就くこと(刑事罰で担保された守秘義務を負う立場にあること)が明らかとなる方法によって定めなければならないという点が挙げられます。具体的には、選定時には書面によって公益通報対応業務従事者の指定をするといった対応が求められます。公益通報対応業務従事者を定める方法としては、公益通報対応業務従事者に対して個別に通知する方法のほか、内部規程等において部署・部署内のチーム・役職等の特定の属性で指定することが考えられます。但し、後者の場合においても、公益通報対応業務従事者の地位に就くことを公

益通報対応業務従事者となる者自身に明らかにする必要があります⁵。なお、公益通報対応業務従事者には、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならないとの守秘義務が課されており(改正法12条)、この守秘義務に違反した者には30万円以下の罰金が科されます(改正法21条)。

2 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置(指針第4)

(1) 部門横断的な公益通報対応業務を行う体制の整備(指針第4-1)

事業者は、内部公益通報受付窓口を設置し、当該窓口へ寄せられる内部公益通報を受け、調査をし、是正に必要な措置をとる部署及び責任者を明確に定める必要があります。

次に、内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に係る公益通報対応業務に関して、組織の長その他幹部に関係する事案については、これらの者からの独立性を確保する措置をとる必要があります。組織の長その他幹部からの独立性を確保する方法としては、例えば、社外取締役や監査機関(監査役、監査等委員会、監査委員会等)にも報告を行うようにする、社外取締役や監査機関からモニタリングを受けながら公益通報対応業務を行う、内部公益通報受付窓口を事業者外部(外部委託先、親会社等)に設置することなどの方法が考えられます⁶。

また、公益通報対応業務の実施に関する措置として、「内部公益通報受付窓口において内部公益通報を受け付け、正当な理由がある場合⁷を除いて必要な調査を実施すること」、「当該調査の結果、通報対象事実に係る法令違反行為が明らかになった場合には、速やかに是正に必要な措置をとること」及び「是正に必要な措置をとった後、当該措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していない場合には改めて是正に必要な措置をとること」が必要です。ここでは、受付時においては内部公益通報対応の実効性を確保するために匿名の内部公益通報も受け付けることや、是正措置実施時においては、必要に応じ関係者の社内処分を行う等の適切な対応をし、必要があれば関係行政機関への報告等を行うことが求められています⁸(指針の解説9-11頁)。

最後に、公益通報対応業務における利益相反を排除するため、内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関し行われる公益通報対応業務について、事案に係る者を公益通報対応業務に関与させない措置をとる必要があります。具体的な措置としては、事案に係る者を調査や是正に関する担当から外すこと等が考えられます⁹。

(2) 公益通報者を保護する体制の整備(指針第4-2)

事業者は、公益通報者に対する不利益な取扱いの防止に関する措置として、事業者の労働者及び役員等が不利益な取扱いを行うことを防ぐための措置をとるとともに、公益通報者が不利益な取扱いを受けていないかを把握する措置をとり、不利益な取扱いを把握した場合には適切な救済・回復の措置をとること、また、不利益な取扱いが行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとることが必要です。

次に、範囲外共有等の防止に関する措置として、事業者の労働者及び役員等が範囲外共有を行うことを防ぐための措置をとり、範囲外共有が行われた場合には、適切な救済・回復の措置をとること、事業者の労働者及び役員等が、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、通報者の探索を行うことを防ぐための措置をとること、範囲外共有や通報者の探索が行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとることが必要です。

(3) 内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置(指針第4-3)

以上の他、指針では、内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置として、事業者には、①労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置、②是正措置等の通知に関する措置、③記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置、④内部規程の策定及び運用に関する措置の実施を求めており、これらの具体的な内容は紙面の関係上割愛しますが、詳細については、指針と指針の解説の該当箇所をご参照下さい。

- 1 消費者庁「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者が取るべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(令和3年8月20日内閣府告示第118号)。
- 2 消費者庁「公益通報者保護法に基づく指針(令和3年内閣府告示第118号)の解説」。
- 3 内部公益通報の受付、調査、是正に必要な措置の全て又はいずれかを主体的に行う業務及び当該業務の重要部分について関与する業務を行う場合に、「公益通報対応業務」に該当するとされております(指針の解説5頁)。
- 4 指針の解説第3I③
- 5 指針の解説第3I2③
- 6 指針の解説第3II1(2)③
- 7 調査を実施しない「正当な理由」がある場合としては、例えば、解決済みの案件に関する情報が寄せられた場合、公益通報者と連絡がとれず事実確認が困難である場合等が考えられます(指針の解説第3II1(3)③)。
- 8 指針の解説第3II1(3)③
- 9 指針の解説第3II1(4)③